

意見書

2026年4月27日

公益財団法人日本生産性本部 上席フェロー 岡野貞彦

このたびは、別途従事している業務との関係から、やむを得ず有識者検討会の第2回会議を欠席することとなりましたこと、誠に申し訳なく存じます。

以下、第2回会議についての配布資料を拝見するとともに、事務局から事前にご説明を伺った範囲でとなりますが、私の考えを述べさせていただきます。

1 第2回の資料の前半にも触れられておりましたとおり、我が国の人口減少は、もはや将来の懸念ではなく「待ったなし」の局面に入っていると受け止めております。日本生産性本部が事務局を務める「未来を選択する会議」において本年3月に公表した「人口問題白書 2025」においても、人口問題はすでに臨界点に達していると指摘されました。同白書では、あらゆる課題や状況が集約して顕在化する「地域」を起点として、分野横断的に政策を連携させ、共通の目標達成を目指す「政策リンケージ」の構築と、その着実な実行の重要性を強調しております。

そうした認識に立ったとき、今回の検討テーマである「地域における司法アクセス」は、極めて重要な課題であると考えております。地域住民が抱える様々な紛争や不安に対して、適切な法的支援にアクセスできるかどうかは、安心して暮らし、働き、地域に定着するための前提条件の一つであり、人口減少対策や地域の持続可能性とも深く関係するものと認識しております。

配布資料を拝見し、また、ヒアリング内容についてのご説明を伺った中でも、過疎地域においても都市部においても、法的問題でお困りの方に向けた、司法へのアクセスの障害を少しでも解消しようと、日々、現場で尽力されている多くの関係者の存在が改めて示されていたと感じました。そうした皆様の取組に対し、心から敬意を表したいと思います。司法アクセスの確保に向けた一つ一つの活動が、地域の経済活動や住民生活を下支える重要な「社会インフラ」として機能しているものと考えております。

こうした認識を前提として、以下では、法テラスにおける地域での取組が、今後さらに広がりや深まりを持つものとなるために必要と考える点について、2点ほど申し上げたいと思います。

2 第1点目は、法テラスと地域との連携に関する好事例の広がりが、いまだ限定的にとどまっている点であります。

第2回会議の資料において紹介されていた「自治体連携型オンライン相談」は、過疎地域における司法アクセスの課題解消に資する重要な取組であると考えますが、2020

年に開始されて以降、全国で10か所にとどまっているとのことでした。十分な広がりに至っていない背景には様々な事情があるものと思われませんが、その一因として、地方自治体や、それを通じた市民の皆様は、法テラスの有用性が必ずしも十分に認識されていないことがあるのではないかと考えております。

法テラス白書等を拝見いたしますと、法テラスの名称の認知度は5割強であり、具体的な業務内容の認知度に至っては2割に満たない状況とされております。また、本来、こうした認知向上の重要な起点となるべきは地方自治体ですが、白書における認知経路を見ると、自治体等の窓口を通じた認知は全体の1割程度にとどまっているとのことでした。

こうした状況を踏まえ、法テラスと地方自治体との間で、特に窓口レベルでの実務的な連携を強化していくことが重要ではないかと考えます。第1回会議でもご紹介いたしました、例えば兵庫県明石市では、市役所の市民相談室に法テラスの窓口を設置し、事務職員1名が駐在し、必要に応じて相談者を弁護士につなぐ取組が試行的に行われていたとのことでした。参考として、その当時の明石市の広報誌を別添としておきます。このような取組は、双方の業務の円滑な連携につながるのみならず、自治体職員や、それを通じた市民の皆様は、法テラスの役割について実感をもって理解していただく契機ともなります。

こうした好事例を参考にしつつ、法テラスと地方自治体との連携の在り方について、今後の議論の中でも、ぜひ検討を深めていただければと考えております。

3 第2点目は、ケース会議を主催する自治体や福祉機関からの報酬の在り方について、制度的な整理が必要ではないかという点です。

第2回会議の資料において紹介されていたケース会議については、試行的な実施段階では、会議に参加する契約弁護士への報酬について、寄付金等を原資として支払われているとの説明がありました。そして、その後においても、自治体等が主催するケース会議に関し、契約弁護士への報酬を自治体から法テラスを通じて支払う仕組みについて、法テラス全体に係る報酬体系として整理されているものはないとのことでした。

ケース会議への弁護士の参加は、複合的な課題を抱える住民への支援を前進させる大変意義深い取組であり、今後、各地域において一層広げていくべきものであると考えております。そのためにも、無理のない形で取組を継続していく観点から、弁護士の関与が「善意」に過度に依存することのないよう、自治体側の予算の実状なども踏まえつつ、一定の整理された報酬体系を構築していくことが望ましいのではないかと考えます。

また、明石市などでは、窓口設置に当たって、法テラス側との間で、書面による取り決めを定めていたとのことですが、こういった形で書面を取り交わすことで、個人単位の単発的な取組から組織同士の継続的な連携にしていくことも重要だと思います。

その観点で、今後の議論のために、事務局にお願いしたいのですが、法テラス全体と

いうことではなく、地方の法テラスの事務所と自治体や福祉機関との間で、ケース会議への参加等についての報酬の支払や費用負担の在り方等について、書面による何らかの取り決めが行われている事例があれば、ぜひ参考としてお示しいただければと思います。そうした事例も参考にしながら、今後の議論を深めていければと思います。

以上の各点につきまして、引き続き建設的な議論が重ねられることを期待しております。

広報あかし

http://www.city.akashi.lg.jp/

no.1164

5月15日

平成26年(2014年)



明石市役所

〒673-8686

兵庫県明石市中崎1丁目5番1号 TEL912-1111

市政へのご意見・ご要望は…



【市民相談課】TEL918-5050

受付時間/8:55~17:40

(土曜、日曜、休日と年末年始を除く)

休日・夜間の救急医療は…



【消防本部】TEL921-0119 FAX927-0119

【夜間休日応急診療所】TEL937-8499

【休日歯科急病センター】TEL918-5664

市役所内に

法的トラブル解決へ素早くサポート

法テラス窓口 オープン



5月9日、「日本司法支援センター(法テラス)」が市役所内に窓口を開設しました。市はこれまで弁護士による法律相談や、多重債務、離婚、労働問題などに関する一般相談において、法テラスを紹介することが多くありました。これまで法テラスを利用するためには神戸や姫路まで行く必要がありましたが、市民の皆さんに最も身近な市役所内に法テラス窓口が設置されたことで利用しやすくなり、法的トラブルを抱えた人の問題解決に向けて、素早くサポートすることができるようになります。

今回は、市役所内に新しく開設した法テラス窓口について紹介します。

お問い合わせ/市民相談室(TEL918-5002)

法テラス市役所内窓口ではこのようなことをしています

●各種法制度・相談窓口の案内

法的トラブルの内容に応じて、法制度の紹介や専門的に相談できる関係機関を案内します。

●無料法律相談の予約受け付け

経済的に余裕のない人が法的トラブルに遭ったときに利用できる「無料法律相談」の予約の受け付けをします。

●犯罪被害者支援の経験のある弁護士の紹介取り次ぎ

犯罪被害者等が法律相談などの支援を必要とする場合、個々の状況に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介します。



「法テラス」ってどんなところ？

日本司法支援センター(法テラス)は、国によって設立された、法的トラブル解決のための「総合案内所」です。

法的トラブルの解決に必要な情報やサービスを誰でも簡単に利用できる、問題解決への「道しるべ」となるための活動を全国で行っています。



【開設場所】市役所本庁舎2階 市民相談室内
【開所時間】毎週火・水・金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時~正午、午後1時~5時

TEL 050-3383-1104

FAX 918-0086

※開所時間以外にかかってきた電話は、「法テラス兵庫地方事務所」に転送されます。

特別号

あかし市民相談(保存版)



幅広く充実した内容の「明石の市民相談」。ひとりて悩まず、なんでもご相談ください。

市の人口と世帯数

平成25年(2013年)5月1日現在
※()内は前月比

人口 合計人口/290,770人(+421人)
男性/141,107人(+242人) 女性/149,663人(+179人)

世帯 世帯総数/119,327世帯(+354世帯)

市域 49.25km²